

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 MAR (Vol.59)

CONTENTS

海外拠点ニュース 滋賀銀行とバンコク駐在員事務所の共同利用を開始！	2
株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所	2
新興国ニュース 第59回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	4
【オムニバス法の条件付き違憲判決】＜インドネシア＞	8
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 米国公認会計士 加藤 豪氏	8
タイ法令の最新情報	10
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	10
個人の代理人、ディーラー、ディストリビューターに対する国内支払につき、新たに源泉税が発生 ＜マレーシア＞	12
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	12
市場主体登記管理条例が2022年3月1日から施行＜中国＞	14
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	14



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

滋賀銀行とバンコク駐在員事務所の 共同利用を開始！

株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所

2022 年 1 月から TSUBASA アライアンス行（※）の滋賀銀行とバンコク駐在員事務所共同利用を開始しました。当行の海外拠点の中でも初めての取組みであり、試行錯誤しながら共同化を実現できたことを駐在員事務所長として嬉しく思っています。

今回のレポートでは、駐在員事務所の共同化とネットワークの充実によるマッチング支援についてお話します。

※当行、千葉銀行、第四北越銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行の 10 行が参加する地銀広域連携の枠組み

1. 駐在員事務所共同化について

今回の共同化は、滋賀銀行とネットワークや知見を共有し、国内外問わずお取引先の課題解決をサポートできる体制を強化することを目的として実施しました。具体的には①現地の業界事情や法令、規制の共有、②お客さまのマッチング、③事務所運営上のノウハウ共有などの面で効果が表れています。

場所については当行が応接室として利用していた部屋を一部改装し、滋賀銀行が執務室として利用しています。コロナ禍で活動に制限があるなか、日々の疑問や課題について容易に相談出来る日本人のパートナーが近くにいることは、非常に心強く感じています。

一方で、入居するビルの管理会社との折衝は、言葉・ニュアンスの問題、ビジネスへの取組姿勢の違いなど、振り返ればさまざまな試練がありました。ビルの管理会社にとって 2 行による共同利

用は通常とは異なる契約・取扱いとなるため、当初打診した際には難色を示されました。しかしながら、タイ人スタッフを交えながら複数回面談を重ね、先方の気持ちを解きほぐしていくことで、交渉のテーブルにつくことができました。



左から中国銀行バンコク駐在員事務所 モンラニーさん、近藤所長、滋賀銀行バンコク駐在員事務所 山田所長、ベンジャマーポンさん

2. ネットワークの充実

タイには当行及び滋賀銀行以外にも 18 行の地方銀行が駐在員事務所を設け、各銀行がお客さまをサポートする目的で日々情報収集を行っています。日本国内であれば各銀行が営業エリアを意識した活動になりがちですが、タイ国内ではお互いのネットワークや知見を共有するなど、オールジャパンで考えることが重要となります。

その点でタイは、地方銀行をはじめとして、コンサルティング会社や JETRO などの日系支援機関のネットワークが充実しています。タイ現地で地方銀行 20 行のお客さまを一同に集めた交流会を実施したり、ヒアリングのなかで把握したニーズをもとに、各銀行がお客さま同士を紹介することもあります。

互いのネットワークを活用し、相談できる関係を築くことで、お客様のニーズに対してより迅速に対応出来る体制を整えています。

3. タイローカル会社とのマッチング

最近では更なるコスト削減を図るため、タイローカル企業から資材や部品を調達する日系企業も増加しています。

タイは東南アジアのなかでもサプライチェーンが成熟しており、現地調達率は60%~70%と高水準で、中には90%超を現地で調達する会社も珍しくありません。タイでは自動車産業、電気・電子産業を中心に産業集積が進んでいるため、それらを支える工業団地等のインフラも整っており、現地で材料や部品の調達がしやすい状況にあります。タイローカル企業の中にはこれまでの数十年間、日系企業や多くの先進国と取引実績を持つ企業、日本式の製造工程を取り入れるなど一定水準の品質が確保されている企業も増えてきています。

このような背景を踏まえ、当事務所でもさまざまなネットワークを活かして、タイローカル企業とのマッチングにも積極的に取り組んでいます。

4. まとめ

目まぐるしく変わる情勢の中、お客さまのニーズも大きく変化が見られます。今回お話した滋賀銀行との駐在員事務所共同化、タイ国内のネットワーク充実化などを最大限に活かして、これからもお客さまサポートに努めたいと思います。

是非、取引店を通じてバンコク駐在員事務所にお気軽にご相談ください。

バンコク駐在員事務所

所在地：

689 Bhiraj Tower at Em Quartier
Room no.1901-UnitA 19th Floor,
Sukhumvit Road, Klongton-nue,
Wattana, Bangkok 10110, Thailand
TEL : +66-2-261-2676
FAX : +66-2-261-2677

新興国ニュース

第 59 回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド・フィリピンの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～インド～

【2022 年度インド国家予算案（直接税）のアップデート】

2022 年 2 月 1 日、2022 年インド国家予算案 - 直接税について、インド政府により公表されました。

以下、重要項目を記載しております。

【2022 年度インド国家予算案 - 直接税】

- 当該賦課年度末から 2 年以内であれば、修正後の所得税申告書の申告を認可すると猶予期間の延長を提議
- 協同組合（個人や事業者を含む自治的な組織）に対する AMT レート (Alternative Minimum Tax/法人代替ミニマム税レート) の 18.5% から法人と同等の 15% に引き下げ
- 総所得金額が 1 千万～1 億ルピーである協同組合に対する追加課徴金額の軽減
- 障害者に関わる税控除：障害者の両親が 60 歳以上の場合、各扶養者に対する年金は控除
- 中央政府と同様に規定された 80CCC（インド所得税法 第 80CCC 条）に基づく州政府職員に関する国家年金制度における控除
- Section 80IAC（第 80IAC 条）に基づき 2023 年 3 月 31 日（以前は 2022 年 3 月 31 日まで、現在は 1 年延長）までに設立をした新設企業には税制優遇措置が適用
- Section 115BAB（第 115BAB 条）に基づき製造

会社に適用される軽減税率制度（税率 15%）において、適用対象企業となる製造企業の製造開始日の最終日は 2024 年 3 月 31 日（以前は 2023 年 3 月 31 日、現在は 1 年延長）に変更

- デジタル資産（仮想通貨）：
デジタル資産の譲渡所得に対する 30% の課税：
取得原価を除く費用に対する税控除は不可；
損失との相殺は不可
- 納税者の総所得にデジタル資産の譲渡による所得が含まれる場合における課税は、デジタル資産の譲渡所得に 30% の税率で課せられる所得税額、またデジタル資産の譲渡により総所得が減少した場合に課税されたであろう所得税額の合計金額
- 56(2)(x)（第 56(2)(x) 条）に基づき、贈与は課税対象
- 同一の法律問題が管轄裁判所にて係属中の場合は新たな控訴申立ては不可
- オフショア銀行ユニット（海外または他の国でビジネスを行う金融機関）/IFSC（Indian Financial System Code/インドの金融システムコード）における所得に対しては税額控除
- 特定の AOP（Association of Persons/個人関連）に対する追加課徴金は上限 15%
- いかなる資産における長期キャピタルゲインに対する追加課徴金は上限 15%
- Surcharge（追加課徴金）あるいは Health and Education Cess（健康教育目的税）等の租税は 37（第 37 条）に基づき事業費として計上不可
- 税務調査により明るみになった未開示の所得における損失の相殺は不可
- 前年度の以下に関する取引に関する GST 修正申告の期限が 11 月 30 日まで延長（以前は 9 月 30 日）
 - ・ ITC（仕入税額控除）の利用



- ・販売におけるクレジットノートの発行
- ・月次申告における誤りや抜け漏れの修正
- CGST 法（中央物品・サービス税法）に基づく E-cash ledger（電子現金元帳）の残高は CGST 法または IGST 法（州物品・サービス税法）に基づき、他の同一事業者が保持する GSTIN（GST Identification Number/GST 識別番号）へ移行可能
- ITC が誤って適用された場合、18%の利息が課税（同税率は 2017 年 7 月 1 日より施行の CGST 法に基づく）
- 現在は GSTR-2B（ITC を自動で計算するステートメント）およびその他の規定条件を満たすことで ITC の適用を受けられるため、ITC の暫定的な適用は不可

【Ease of Doing Business 2.0

（2022 年度 インド ビジネスのしやすさ）】

- 企業の自主清算手続きの緩和に向けて、Centre for Processing Accelerated Corporate Exit（C-PACE）の発足が提議
- 自主清算手続きの再構築により現在清算手続きに必要とされる 2 年から 6 ヶ月未満に短縮
- 現在いくつか IT システムが構築されており、国外からの破産手続きも促進

英語版は[こちら](#)から

～フィリピン～

【小売業自由化法案】

2022 年 1 月 6 日に the Official Gazette（フィリピンにおける「官報」、政府が法令を公表する機関のこと）がフィリピンの Rodrigo Duterte 大統領が「小売業自由化法案」に署名したと発表されました。

フィリピンは ASEAN 諸国名の中でも様々な外資規制があり、また厳格なことで周知されてい

ます。本稿で挙げている「小売業」についても例外ではなく、今まで非常に厳しい規制が敷かれていました。

ですが、フィリピン国内における小売業界の発展と外資誘致、フィリピン国内の雇用の安定の狙いから、本法案が成立しました。

施行されるのは、the Official Gazette が公表した 2022 年 1 月 6 日から 15 日後、即ち 2022 年 1 月 21 日からとされています。

1. フィリピンにおける「小売業自由化法案」の概要

まず、ここでは「小売業」の定義について述べます。

小売業とは簡潔に申し上げますと、「消費者に対し、有形のものを販売する店舗」と定義します。

小売業界は日本をはじめとする先進国よりも、フィリピンをはじめとする発展途上国の方が全産業の中で高い割合を占めている傾向がみられますが、特にフィリピンでは、長年自国の小売業界の保護を重視していたため、外資の参入要件が非常に難しいことで有名でした。

ところが、近年の新型コロナウイルス蔓延による影響下での経済的不安定の脱却、国際競争力の向上、自国民の雇用の増加と治安維持などを第一とするドゥテルテ政権により、上記の政策の施行により舵を切ることになりました。

本法案も、昨年 4 月 15 日に施行された第 2 次税制改正（CREATE）をはじめとする外資誘致政策の 1 つとしてとらえることができます。

2. 注目すべき点

フィリピンの小売業界に外資系企業が自己資本 100%で参入するための要件が、以下の太字のように変更されています。

A. 払込資本金額 (Paid-up Capital) を 250 万 USD
以上

>> A'. 払込資本金額 (Paid-up Capital) が
25 万 PHP 以上

B. 外資系企業が実店舗を運営するにあたり、1
店舗あたりの投資額を 1,000 万 PHP 以上

>> B'. 進出する外資系企業の本国がフィリ
ピンの小売業者の参入を禁止していないこと

例えば、Z 会社（日系企業）がフィリピンに進
出するにあたり、その Z 会社の本国である日本
国がフィリピン籍の小売業者の参入を禁じてい
ないかどうか焦点となる。

・日本国がフィリピン籍の小売業者の参入を禁
じている場合

=>フィリピンへの自社の小売業の進出は不可。

・日本国がフィリピン籍の小売業者の参入を禁
じていない場合

=>フィリピンへの自社の小売業の進出は可能。

C. 外資系企業はフィリピンから撤退する場合を
除き、払込資本金額を最低でも 5,000 万 PHP
以上を担保（遵守なされない場合、罰則あり。）

>>C'. 外資系企業が実店舗を運営するにあ
たり、1 店舗あたりの投資額 1,000 万 PHP 以上
の要件撤廃

D. フィリピンに進出する外資系企業は 5 年以上
の経営実績と、Franchise（ここでは、親会社
または本店の商標権などを使用している子会
社またはグループ加盟店のことと定義する。）
を 5 件以上の展開

>>D'. 最低払込資本金額 (Paid-up Capital)
25 万 PHP 以上を担保（遵守なされない場合、
罰則あり。）

【新たに追加された項目】

- ・外資系企業は最低払込資本金額（25 万 PHP）
の所在を証明するため、フィリピン中央銀行
（Banko Sentral ng Philipinas）に払込資本
金額を登録義務あり
- ・外資系企業の登録先である SEC（Securities
and Exchange Commission）と DTI（the
Department of Trade and Industry）、NEDA
（the National Economic and Development
Authority）は、3 年おきに自身が管轄してい
る外資企業の払込資本金額の調査と行い、そ
れを国会（Congress）に報告義務あり。

3. まとめ

本法案により、今まで外資系企業が小売業に
てフィリピンに進出することが困難であったこ
とが容易になったことは、言うまでもないでし
ょう。

これにより日本のみならず、世界中の企業が
フィリピンへの進出を検討する流れが加速す
ることが見込まれました。

ただ依然として、フィリピン国内にて本法案
について反対の声を上げるものも少なくないの
も事実です。フィリピンでは朝野の状況により、
本法案が変更される可能性も考慮しなくてはな
りません。

以上

<参考文献>

<https://mirror.officialgazette.gov.ph/2021/12/10/republic-act-no-11595/>

<https://www.manilatimes.net/2022/01/13/business/top-business/amendments-to-the-retail-trade-liberalization-act/1829122>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/17ce1f0957b06555.html>

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【オムニバス法の条件付き違憲判決】＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

米国公認会計士

加藤 豪氏

2021年11月25日に、雇用創出法（通称オムニバス法）に対し、「条件付き」意見判決が最高裁から出されました。オムニバス法は、2020年11月に78の既存の法律をまとめて改正したのですが、労働法・投資法・税法など多岐にわたる大きな改正であり、関連法規も併せて広範な影響を及ぼしていました。

違憲判決が出される場合、原則としてただちに無効とされますが、今回の「条件付き」違憲判決では、既存のオムニバス法及び関連細則を現時点では有効とし、2年間の猶予期間が与えられています。この猶予期間内に、適切な手順で改めてオムニバス法を改正しなければ、無効となります。「違憲判決がでたから、オムニバス法が無効となる」と勘違いして、就業規則の改訂などを見送っている会社もあるようですが、前述の通り今のところ有効です。裁判所の判決を受けて、政府は「適切な手順で改正を目指し、主な内容は今のオムニバス法と変わらないであろう」、という見解を発表しています。

今回は、オムニバス法の条件付き違憲判決とその影響について、詳細を見ていきたいと思います。

【背景】

オムニバス法は施行当時より、手続き上の瑕疵があるのではないかという指摘があった。これは、国会と大統領の承認を得た後に法案が複数回修正され、世に出回っているドラフトが複数存在するためである。当時政府は誤植や単語の誤りを訂正しただけであるとの見解を発表し

ていたが、内容も若干修正されていることが後に判明した。これを問題視した大学生、教授団、非営利組織等が、オムニバス法の違憲判決を求めて集団訴訟を提訴した。

原告の主張は主に以下の3点。

- ①オムニバス法という1つの法で、複数に跨る既存の法を改正する手法が曖昧である。オムニバス法では、それ自体が個別の新しい法律であるのか、既存の法案の改正であるのか、それとも既存の法律の廃止なのかが明確でない。
- ②オムニバス手法で法を改正することは、インドネシアの既存法体系の中で、明確には認められていない。
- ③法が施行される直前に、複数のドラフトが作成されており、法に則った適切な手順を踏んでいない。

【判決の要旨】

9人の裁判官で審査された今回の判決では、裁判長を含む4人が合憲、5人が違憲判断をした。

立法過程には、最大限市民の参加を含む必要があるとして、今回の立法手続きには瑕疵があったことを認める。一方で、本法律をただちに無効とすることによる、影響の大きさを考慮し、当該瑕疵を「修正」するために2年間の猶予を与え、その間はオムニバス法及び既存の関連細則は有効とする。政府に対し、新たな施行細則の発行を停止するよう命ずる。猶予期間内にオムニバス法が改正されない場合には、同法は無効になることとする。

なお、本判決には遡及効果はない。仮に猶予期間内に瑕疵の「修正」が行われず、無効とな

った場合においても、その間にオムニバス法の則って行われた法行為を当然に無効とするものではない。

【違憲判決の影響】

ここでいう瑕疵の「修正」という点について、裁判所は意味を明確にしていますが、立法手続に関する法律に則って、所定の段階を経て改正（再度施行）をすれば、瑕疵の「修正」ということになると思われます。前述の通り、政府は判決を尊重したうえで、ただちに法改正を準備し、是正措置を取るとしています。もともとオムニバス法は労働者側に不利な内容を含んでいたため、デモも一時起こっていました。国民も今回の違憲判決が、「条件付き」であるとは広く認知されておらず、違憲判決が反発の声を抑えることに一役買ってしまった、という意見もあるようです。

再度立法府の手順を踏んだ際に、最終的に否決されれば無効となりますが、猶予期間（2023年11月まで）は、2024年の大統領選前のため、現政権下で改正されることとなり、否決される可能性は低いと思われます。

オムニバス法は、特に労働法の改正では会社側に有利な点も多いですが、実際に適用するには就業規則の改訂が必要になる場合があります。今回の違憲判決のニュースを見て、改訂の様子見している会社もあるようですが、改訂を進めても問題ないといえそうです。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

1. 政府補助金に対する個人、及び法人所得税の免税について

2022 年 1 月 24 日に閣議にて承認されましたが、現時点ではまだ公示されていません。

1. 企業あるいは個人事業主は、タイ政府が実施した下記の支援策による補助金を得た場合、法人所得税の免税対象とする。

1.1 事業主及び社会保険に加入している従業員（社会保障法 33 条に基づく）に対する補助金

1.2 中小企業（Small and Medium-Sized Enterprises (SMEs)）の雇用水準を促進し維持するためのプロジェクトに対する補助金

2. 2021 年中にタイ政府が実施した個人消費支援策による補助金を得た場合、個人所得税の免税対象とする。

※個人消費支援策のプロジェクトの詳細は以下リンクよりご確認ください。（タイ語）

<https://tax-ez.info/Update/View/6AQ0GpPO/>

2. e-Payment による社会保険料（社会保障法第 33 条に基づく）の支払い期限延長について

e-Payment による社会保険料（社会保障法第 33 条に基づく）の支払い期限延長について、官報に

公示されましたので、ご連絡致します。

公示日：2022 年 1 月 28 日

延長適用期間：2022 年 1 月度～2023 年 12 月度

※詳細は以下リンクよりご確認の程、お願い致します。（タイ語）

<https://tax-ez.info/Update/View/qN18fNyx/>

3. 2021 年度の所得税還付金の受取方法変更について

所得税の還付金の受取方法について、2021 年 12 月 30 日付けで歳入局より新たな通達があり、昨年度まで外国人を対象に実施された E-money による還付方法は廃止となり、税務署発行の小切手をもって還付金を受取れるようになりました。

※詳細は以下リンクよりご確認の程、お願い致します。（タイ語）

<https://tax-ez.info/Update/View/b0gv6SMF/>

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

個人の代理人、ディーラー、ディストリビューターに対する国内支払につき、新たに源泉税が発生

<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ 個人（法人ではない）の代理人、ディーラー、ディストリビューターに対する国内支払につき新たな源泉税
- ・ 2%の源泉徴収

<個人の代理人、ディーラー、ディストリビューターに対する国内支払につき、新たに源泉税が発生>

N子：加藤さん、前回は国内取引について初めて源泉税がかけられるというお話でしたが。

加藤：そうなんです。あんまり皆さんに関係ないと言いながら引きずって申し訳ないのですが、それに関するFAQが出たので、今日もその続きをお話したいと思っています。

N子：宜しくお願い致します。日系企業にあまり関係ないとは言え、マレーシア税制という大きな目で見ると、画期的な改正ですもんね。

加藤：そうなんです。これまで、国内取引について源泉税をかけるというのが、マレーシアにはなかったですからね。インドネシアなど近隣諸国では、そういう源泉税が色々あってややこしいのですが。

N子：なるほど。

加藤：前回も申しましたが、この度、発表された内容では、2022年1月1日から、居住者である個人の代理人、ディーラー、またはディストリビューターへの支払い（金銭的または非金銭的）に2%の源泉徴収税（「WHT」）が課されことになりました（新セクション107D）。

N子：はい。

加藤：居住者である個人の代理人、ディーラー、またはディストリビューターが、前年度に同じ会社から RM100,000（金銭的または非金銭的）以上を受け取っている場合に限って、源泉税の対象になります。

N子：あくまでも、受取人が個人の居住者の場合という事で、少額の場合は源泉税は免除されるという事ですね？

加藤：その通りです。受取人が会社ではなく個人ですから、あまり日系企業の皆さんには大きな影響はないかなと思います。

N子：はい。

加藤：源泉税ですが、総額の2%を源泉徴収し、代理店、ディーラー、またはディストリビューターに対する支払から30日以内にWHTを内国歳入庁（「IRB」）に送金する必要があります。支払う側が2%を控除してIRBに支払い、残り98%を当該代理店等に支払うという事になります。

N子：はい。

加藤：ただ、この30日基準について、新たにアナウンスされたFAQでは、2022年1月1日から3月2日までの取引については4月1日までに納税すれば良い、過渡期の緩和措置を認めています。

N子：なるほど。

加藤：で、3月3日以降の取引については、支払いから30日以内の納税を求めています。

N子：はい。

加藤：これに従わない場合は、未払源泉税額の10%のペナルティが課せられ、当該費用は損金算入できません。また、以下の点がFAQの重要箇所だと思います。

- 「個人」の範囲には、個人事業主またはパートナーシップの個々のパートナーが含まれる。パートナーシップまたは有限責任パートナーシップへの支払いは含まれない。
- 差し引かれる2%のWHTは、代理店/ディーラー/ディストリビューターの納税額（個人所得税申告書）の前払税金として扱われる。
- CP500による分割納税を行っている代理店等にも当該源泉税は適用される。
- 代理店等は、2%WHTにつき、修正フォームCP58にてIRBへ通知（フォームはまだリリースされていない）。
- 2%WHTの送金は、所定のフォーム（フォームCP107D）により、郵送またはIRBの支払いカウンターで行う必要がある。

N子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

市場主体登記管理条例が 2022年3月1日から施行

～各種の登記関連規定が統合され休眠や簡易抹消制度を規定しています。但し、現地法人の休眠化に一定のハードルがあり留意が必要～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2021年7月27日付け公布の「市場主体登記管理条例」（国务院令 第746号、以下“同登記管理条例”と表記）ⁱが2022年3月1日より施行されました。同登記管理条例は、企業やパートナーシップなど各種の法人格を有する企業主体や個人を包括的に含む“市場主体”の登記事項に関する各種規定を統合ⁱⁱすると共に、休眠制度の導入や簡易抹消制度等を規定しています。

現在も、コロナ禍による市場環境の悪影響や中国企業の競争力の更なる向上等を背景に、中国市場からの撤退や縮小を検討される企業も一定数、見受けられており、休眠制度の創設や簡易抹消制度の整備が進む状況は、当該現地法人を有する日本本社にとって検討に値すると考えられます。

この為、本稿では、同登記管理条例の趣旨等や、休眠制度、簡易抹消制度を中心に取り上げ、説明します。

1. 同登記管理条例の制定趣旨、適用対象と要登記・届出事項

“放管服”とよばれる行政の簡素化・デジタル化を含む効率化が進む中、同登記管理条例の制定趣旨は、登記制度の統合や更なる整備にあります。この為、同登記管理条例では、まず適用対象となる“市場主体”（以下表参照）を、“営利を目的として経営活動に従事する自然人・法人及び非法人組織”と包括的に定義しています。

【市場主体の対象】

- 会社・非会社企業法人及び同分支機構
- 個人独資企業・パートナーシップ企業及び同分支機構
- 農民專業合作社及び同分支機構
- 個人事業主
- 外国会社の分支機構等

また、登記関連事項についても、以下の一般登記事項に加え、更に市場主体の類型に応じた届出事項を定めています。

一般登記事項

- 名称
- 市場主体の類型
- 経営範囲
- 住所/主要経営場所
- 登録資本/出資額
- 法定代表人・事務執行
パートナー/責任者の姓名

【市場主体の類型別の届出事項】

- 定款/パートナーシップ協議
- 経営期限/パートナーシップ期限
- 有限責任公司の出資者或いは株式有限公司の發起人の授權（引受け）出資額等
- 会社の董事・監事・高級管理人員
- 市場主体登記に関する連絡人・外商投資企業の法的書類の送付・受取人
- 会社・パートナーシップ企業などの市場主体の全受益者ほか

2. 休眠制度

中国では所謂“休眠”制度はなく、実質的に営業停止をしても当該期間には月次納税（ゼロ申告）や企業所得税の確定申告、各種行政機関への年度報告ⁱⁱⁱ等を実施する必要があります。この為、同登記管理条例における“休眠”制度の記載は注目に値します。



- 自然災害・事故災難・公共衛生事件・社会安全事件等による経営上の困難に対して、一定期間の休業を自ら決定が可能
- 休業前に従業員と労働関係処理などの関連事項を協議しなければならない
- 市場主体は、休業前に登記機関に備案しなければならない

また、休眠期間は最長3年とする一方で、休業期間では法的書類の送付・受取先を住所或いは主要経営場所に代替できる為、テナント賃料の回避も実質的に可能となります^{iv}。

但し、上記の適用要件の通り、単なる経営の不振や業績の悪化では休業が認められません。また、労働契約の解除や、変更では休眠期間中の給与や社会保険料の取扱い等、従業員と各種の労務関連事項での協議を要するなど、休業を可能とする為のハードルは相応に高いと考えます^v。

3. 企業登記の簡易抹消制度

2017年3月1日より、「企業簡易抹消登記改革の全面促進に関する国家工商管理総局の指導意見」（工商企注字「2016」253号）による中国全土への拡大施行以降、関連規定が続々と施行され、実務的にも当該制度の適用を受けた、短期間での現地法人の清算事例も既に見受けられます。

同登記管理条例においても、以下の要件を充足すれば、企業登記の簡易抹消が可能と明記されています。

- 債権・債務の返済を完了済
- 返済費用・従業員の賃金・社会保険料・法定の補償金・納付すべき税金（滞納金・罰金）が未発生或いは清算済
- 全投資家が上述の状況の真実性に対して法的責任を負う

同登記管理条例では、上記を充足する場合、承諾書及び抹消登記申請書を、国家企業信用信息公示システムを通じて公示します。当該公示期間も、従来の45日間から20日間と一段と短縮されました。

（尚、2021年12月29日付け5部門連名公布「企業抹消ガイドライン（以下“ガイドライン2021年改正”）」^{vi}では、税務登記の簡易抹消等も含め、登記の抹消について詳細に規定されており、併せてご参照ください。）

4. 留意事項

繰り返しになりますが、休眠制度の適用には相応のハードルが設定されており、同登記管理条例の施行後も、安易に休眠ができない状況に変化のない点には注意が必要です。更に、例えば従業員との“協議”は、“合意”まで求められるのか等の実務運用や、手続き詳細を含む今後の補充規定の注視が必要です。

一方、簡易抹消制度は既に実務的にも活用され清算期間の短縮化が図られており、今後、同登記管理条例やガイドライン2021年改正等や実務運用も含めたより一層の整備・効率化が期待されます。但し、上記の要件に加えて、ガイドライン2021年改正では依然、外商投資市場参入ネガティブリスト項目の企業では簡易抹消制度が適用できないなど、簡易抹消制度には一定の制限が留保されています。また実務的に見た場合、現地法人の清算時には簡易抹消制度の適用要件を満たす事例はまだ少なく、多くの現地法人では、清算時、労務関連の適正処理や税務登記の抹消が依然として、重要ポイントにある点にも留意が必要です。

従い、現地法人の休眠化・撤退の検討や方法は諸要素からの分析が必要と共に、経験豊富な専門家に相談・依頼するなどの選択肢も含め、慎重に対応すべきものと考えます。



- ⁱ 原文 URL は右記の通り。URL :
http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/24/content_5632964.htm
- ⁱⁱ 「会社登記管理条例」、「企業法人登記管理条例」、「パートナーシップ企業登記管理弁法」、「農民專業合作社登記管理条例」、「企業法人法定代表人登記管理規定」は同登記管理条例の施行により廃止される。
- ⁱⁱⁱ 年度報告を実施しない場合の罰則例として、市場監督管理部門の“ブラックリスト（経営異常リスト）”への公示や、深刻な場合は行政処罰等が挙げられる。企業
信息公开暫定条例の原文 URL :
http://www.gov.cn/zhengce/2014-08/23/content_2739774.htm
尚、日本の“休眠”においても確定申告の必要性や納税義務の生じる可能性等、一定の留意が必要。
- ^{iv} 但し、登録住所の確保が前提であり、最低限度の費用が生じる点に留意が必要。
- ^v また、「税務登記管理弁法」等に基づけば業務停止の登記（“停業登記”）をしない限り、引続き、月次納税等が必要と考えられる。
- ^{vi} 原文 URL は右記の通り。URL :
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5171962/content.html>

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】 : <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、

その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。